

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 30 号

宿泊施設の使用等に関する規則の一部を改正する規則

宿泊施設の使用等に関する規則（昭和 35 年岩手県規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）		別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）	
名 称	所在地	名 称	所在地
<u>岩手県立水沢高等看護学院学生寄宿舍</u>	<u>奥州市</u>	岩手県立一関高等看護学院学生寄宿舍 [略]	一関市 [略]
岩手県立一関高等看護学院学生寄宿舍	一関市		
[略]	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。